

管内養鶏農家の飼養衛生管理指導と成果

香川県西部家畜保健衛生所

○片山進亮、森田えり

はじめに

令和2年11月から12月にかけて、本県西部家畜保健衛生所管内では12例の高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAIという。）の発生がありました（香川県1例目、3～13例目）。極めて短い期間に発生が続き、防疫措置を複数農場同時に行うなど、困難を極めたものでした。これらの発生農場では、疫学調査時に飼養衛生管理の不備が多数指摘されており、今後、同様の発生を繰り返さないためにも、管内養鶏農家の飼養衛生管理の指導を一層推進していく必要がありました。

今回、令和3年度以降の管内養鶏農家の飼養衛生管理の指導とその成果について取りまとめました。

飼養衛生管理指導

令和3年度、農水省が公表した飼養衛生管理指導等指針に則して、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画を定めました。その中で、養鶏農家については、年1回の養鶏研修会の実施と、全農場へ立入を実施するとともに、埋却地未確保の農場については、埋却地の確保を指導することとしました。また、令和6年度は、これらに加えて、多くの農場を抱える会社については企業別の研修会を開催することにしました。

<養鶏研修会の実施>

令和3年度以降、毎年1回、養鶏研修会を開催しました。研修会にあたっては、飼養衛生管理基準全般の説明をするとともに、令和3年度～5年度は「手当金の減額」と「埋却地の確保」を重点的に説明し、令和6年度はこれに加えて「外来者の飼養衛生管理基準の遵守」と「早期通報の徹底」を重点的に説明しました（写真1）。



写真1. 養鶏研修会の様子

@手当金の減額

令和2年度の管内HPAI発生件数12件のうち、飼養衛生管理の不備により患畜手当金の減額を受けたのが10件で、0.6割～1.5割です。特に、車両消毒に関

する不備が 9 件と突出して多く、令和 3 年度に国の消費安全対策交付金を活用して、不備のある養鶏農家に車両消毒設備の設置をしました。また、鶏舎入口での手指消毒の不備や専用長靴の交差汚染等、不備の指摘が多くあったものを中心に研修会での説明をしました。

令和 4 年度以降、計 6 件の HPAI 発生がありましたが（R4;4 件、R5;1 件、R6;1 件）そのうち、手当金の支払いがあった 5 件のうち、減額は 3 件、減額理由は鶏舎専用長靴の交差汚染防止対策の不備が 3 件、衛生管理区域に入る際の服や靴の交換不備が 2 件、手指消毒の不備が 1 件、通報遅れが 1 件でした（表 1）。令和 2 年度に比べて指摘された項目が大幅に減少しました。

表 1. 主な減額内容と件数

減額内容	件数		
	R 2 (10)	R 4 (4)	R 5 (1)
車両消毒設備の不備	9 件		
手指消毒の不備	7 件		1 件
鶏舎専用長靴の交差汚染等	6 件	2 件	1 件
衛生管理区域に入る際の服・靴の交換		2 件	
通報遅れ	1 件		1 件

@埋却地の確保

令和 2 年度は全国 52 件の HPAI 発生のうち、8 件が埋却地が未確保あるいは発生後に円滑に焼埋却ができなかった事例で、そのうち 4 件は香川県でした。それぞれ、防疫措置に 11 日、17 日、22 日、23 日と長期間かかりました。そのため、令和 3 年度に香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアルを改正し、汚染物品の処理は原則埋却としました。養鶏農家が埋却地を確保し、適否を家保で確認する作業を継続しています。令和 4 年度の防疫措置は 4～5 日、令和 5 年度は 4 日で終了しました。事前に適切な埋却地を確保することで防疫措置の期間が大幅に短縮されました。

@外来者の飼養衛生管理基準の遵守

HPAI 発生があると、国から疫学調査チームが派遣され、現地調査報告概要が発表されますが、令和 4 年度の 4 例目のみ、外来者に飼養衛生管理基準を順守させていると明記されていましたが、それ以外ではありませんでした。そのため、外来者にも飼養衛生管理基準を遵守させることが、飼養衛生管理者の責務であることを令和 6 年度の養鶏研修会で説明・指導しました。

@早期通報の徹底

令和2年度の1例目、令和5年度の2件で、いずれも5日の通報遅れがありました。早期通報の徹底は、その地域でのHPAI感染拡大を防ぐために重要であることを令和6年度の養鶏研修会では強く指導しました。令和6年度の発生では、死亡羽数が2倍になった直後に通報があり、早期通報が守られました。

<企業別研修会>

令和3～5年度は、年1回の養鶏研修会では各企業2名までの参加としていました。令和6年度は養鶏場を多く抱える企業については、各養鶏場を管理する飼養衛生管理者にまで十分な研修ができるように、企業別に研修会を開催しました（写真2）。5企業で72名が参加し、管内で71%の農場の管理者に指導ができました。



写真2. 企業別研修会の様子

<各養鶏場への立入>

令和6年度の養鶏場への立入検査は、個別の研修会が終了した後に実施しました。養鶏場で飼養衛生管理基準の説明を最初からする必要がなくなり、指導に十分な時間が確保できました。そのため、飼養衛生管理基準に対する家畜防疫員と飼養衛生管理者との認識のズレを指摘し、養鶏場の構造に合わせて指導することができました。いくつか事例を紹介します。

@事例1 ネットの設置の不備

この養鶏場では、鶏舎全体にネットを設置しており、飼養衛生管理者はネットの設置ができているとの認識でした。しかし、鶏舎の下側までネットが設置されておらず、木の板の間に隙間が空いていたため、ネットの設置を指示しました（写真3）。

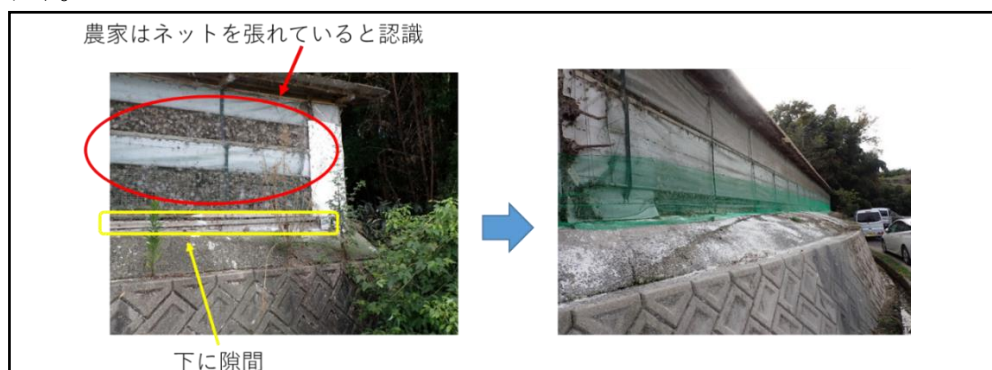


写真3. 鶏舎下端へのネットの設置前後

@事例2 農場専用長靴の設置場所の変更

この養鶏場では、衛生管理区域での車両消毒の設置、ロープによる境界、立入禁止看板の設置等の対策が十分とられていました。しかしながら、農場専用の服と靴が衛生管理区域の中にあり、服と靴を交換するためには衛生管理区域内に入る必要がありました。衛生管理区域の前後で農場専用の服と靴が交換できるように設置場所の変更を指導しました（写真4）。



写真4. 農場専用の服と靴の移動

*農場専用の服と靴を赤矢印の場所に移動しました。

@事例3 衛生管理区域の再設定

この養鶏場では、衛生管理区域内に従業員宿舎を設置していました。飼養衛生管理基準遵守のためにこの宿舎を衛生管理区域から外し、日常生活用の通路を、衛生管理区域内を通らない位置に設置する必要がありました。また、宿舎から衛生管理区域に入るための専用の更衣施設を設置しました（写真5）。



写真5. 宿舎に入る生活用通路と衛生管理区域に入るための更衣施設の設置

令和 6 年度の HPAI 対応概要

令和 6 年 11 月 7 日に三豊市の採卵鶏農場で HPAI が発生しました。対応概要としては以下のとおりです。

- 1) 早期通報が徹底（普段、1～2 羽/日の死亡が、13 羽死亡直後に通報）。
- 2) 疫学関連農場を含め、防疫措置が 6 日で終了。
- 3) 疫学調査チームの指摘は堆肥舎の防鳥ネット不整備、鶏舎裏口からの出入りの際に靴の交換の不遵守、野生動物対策の不備の 3 点
- 4) 周辺農場への続発なし。

まとめ

令和 3 年度以降の指導の結果、管内養鶏農家の飼養衛生管理が大きく向上しました。令和 5 年度以降は HPAI の複数発生がなくなり、疫学調査チームの指摘も減少しています。

また、令和 6 年度は企業別研修会を実施することで、各養鶏場での立入検査時に細かい指導が実現しました。また、外来者を含めた飼養衛生管理が徹底されるなど、指導による効果が着実に表れています。

今後も、継続した指導で飼養衛生管理の水準を維持していきたいと思います。